頭



水循環の視軸から ~河川管理を超えて流域マネジメントへの展開

From a Viewpoint of Hydrologic Cycle

~Evolvement from River Management to River Basin Management

虫明功臣 MUSIAKE Katumi

東京大学名誉教授 Professor Emeritus, the University of Tokyo

1. はじめに

「健全な水循環系」というフレーズが、河川・水資源 行政分野の政策用語として初めて使われたのは、4半世 紀以上も前である。筆者は、この政策フレーズの定義に 関与し、いくつかの河川流域において、「流域における 健全な水循環系の確保」を標榜する流域マネジメントに 関わってきた。

水循環基本法の理念を実体化する水循環基本計画にお いて、その要の一つとして流域マネジメントが推奨され ている。内閣府水循環政策本部は、流域マネジメントを 普及させるために、それを支える流域水循環計画の認 定・登録制度を採りいれており、現在55件が登録されて いると言われる。

これを多いと見るか少ないと見るかは、立場によって 違う。筆者は、より普及させる立場、言い換えれば、流 域マネジメントは、これからの河川・水行政、広義に は、国土マネジメントの主流になると考えている。

本稿ではそうした観点から、まず、水循環という視座 から見る意義、次いで、河川・水資源行政における流 域管理⇒流域マネジメント(巻末の注1)参照)への指 向、最後に、水循環基本法成立の背景と流域マネジメン トの更なる発展に向けての期待と課題について述べる。

2. 人間と水循環との係わり

<水循環の特徴>

水の存在の仕方のもっとも大きな特徴は、一部の化石 水を除いて絶えず循環していることである。水は、水蒸 気として、雨や雪として、河川水として、地下水とし て、海水として、相を変えながら、大気圏、地圏、水圏 を巡り、生物圏と人間圏を貫いて循環している。同時 に、水の循環は、土砂や栄養塩や水質汚濁の原因となる 有機物・無機物など、いろいろな物質の輸送をともなっ

ている。そして、人間を含む地球上のあらゆる生物が、 生命を育まれ、生活・生産活動に欠かせない資源として の恵みを受けながら、時には厳しい災いを受けながら、 循環している過程の水と係わっている1)。

その循環の仕方の特徴として、次の2つが人間と水と の係わりを考える上で基本的に重要である。

- ①自然現象として空間的・時間的(地域的・季節的)に 偏って変化する:日本においても多雨地帯から小雨地 帯が、また、世界的に見ても湿潤地帯から乾燥地帯が あり、地域によって、また、季節によって、集中的な 豪雨が襲い、あるいは逆に、少雨の期間が続くことが ある。そのことによってそれぞれの地域における表流 水、河川水、地下水などの水の存在状況が変化すると いうことである。
- ②人間活動によっても変化する:森林伐採、農業開発、 都市化、工業化など、さまざまな人間活動の拡大によ って地域・流域規模で水循環系が変化する。また、温 暖化ガスの増加に伴う気候変動によって地球規模で水 循環系が変化し、これが地域・流域規模の水循環系に 変化をもたらす。

<水循環システムとその構成要因>

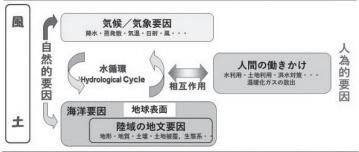
水循環は様々な要素で構成されているが、上述の特徴 を踏まえて巨視的な観点から水循環システムは〈図― **1**〉のように描くことができる²⁾。このシステムは、三 つの要因から成り立っている。

一つは、大気側の条件;気温、日射、風、水蒸気、降 水などの気候・気候要因である。

もう一つは、地球表面の要因である。これは、海域と 陸域に分けられる。地球表面の30%弱が陸域で、70%強 が海域であり、地球規模の気候変動、ひいては水循環を 考える上で海域が極めて大きな効果を持っている。今年 のノーベル物理学賞受賞の真鍋淑郎博士が大気海洋結合 モデルの開発によって気候変動を精度よく再現・予測す ることができたのはその証左である。陸域では、地形、

マクロに見た水循環システムの構成

- 気候・気象要因と地球表面の要因、そして人間活動の係わり-



地文的要因:ここでは、地形、地質に加えて土壌、土地被覆、生態系までを 含めた陸上生態圏を構成する要件

- ・自然的要因と人工的要因の相互作用によって、それぞれの要因がまた 変化するというダイナミックなシステム
- ・地域により時代により多様な変化<地域性と歴史性(時代性)>

〈図─1〉マクロに見た水循環システムの構成

地質、土壌などの土地条件に加えて土地被覆、土地利 用、生態系を含めた陸上生態圏など、土地の様々な属性 が水循環に影響を及ぼすので、これらを纏めて"陸域の 地文要因"と呼ぶことにする。

三つ目は、そうした大気と地球表面の間で生じている 水循環に対する人間の働きかけの要因である。陸域で は、森林利用、農業開発、都市化、水資源開発、治水整 備など様々な目的で人間活動が加えられ、それによって 地文要因に変化が生じ、ひいては水循環に変化がもたら される。また、化石燃料の利用は、温暖化ガスを増加さ せて気候・気象要因を変化させ、地球規模の気候変動、 ひいては水循環に変化がもたらされる。

そして、変化した水循環が人間にとって支障がある場 合にはその支障を取り除くよう、人間にとって望ましい 状況になるように働きかけを変更して水循環を改善する 方向での働きかけが行われ、さらに水循環に変化がもた らされることになる。すなわち、水循環と人間活動の間 には、作用一反作用の相互関係がある。したがって、人 間の働きかけそのものが水循環システムに大きな効果を 持つシステムの重要な構成要因と考えるのが適切であ る。人間活動が水循環システムの構成要因であるという この認識は、後述する「健全な水循環系」の定義に係わ りがある重要なものだと考えている。

20世紀後半からの地球規模での人口増加と人間活動の 拡大、日本はその先駆けとなったが、これは、先ず陸域 のローカルな地文要因に対して、次いでグローバルな気 候・気象要因に対しても大きな影響を及ぼすようにな り、水循環システムに大きな変化をもたらすようになっ た。特に、日本だけでなく世界各地の近年の豪雨災害の 激甚化は、気候変動にもちろん大きな原因があるが、人 間が変えた地文要因の変化にも同等の原因があることを 忘れてはならない。

3. 河川管理から流域管理への流れ

<河川法の流れ>

江戸時代初期の耕地面積約150万haが明治初期には約 450万haと、江戸時代を通じて沖積氾濫原まで新田開発 が進出した結果として、明治に入ると水害が頻発する状 況となっていた。明治23年の第1回帝国議会から第9 回 (明治29年) までの間に、地方議員の間から河川改修 による水害対策への要望が高まり、治水に関する決議案 が10回にわたって提出されて、治水を重視する河川法が 1896 (明治29) 年に制定された。

1920年代半ば(昭和の初め頃)に、多目的ダムの建設 によって水力発電、農業用水、都市用水の開発に加え洪 水調節をも充たす河水統制事業が導入され、河川におけ る利水の役割が高まったのを受けて、64(昭和39)年の 新河川法では利水に関する規定を拡充させ、治水と利水 を2本の柱とする形で改定された。

90年代末からのローカルな環境問題に加えてグローバ ルな環境問題への関心の高まりを背景として、97(平成 9)年の大改訂で河川環境の整備・保全を目的に加え て、治水と利水と環境の3本柱となった。また、この改 正では、河川整備計画の策定に当たっては、地方自治体 や地域住民等の意見を聞くことを定めている。

河川法は、河川を水系単位で捉える水系主義をとって いるのが特長である。水系主義とは川を線的つながりと して一体的に見るという考え方で、面的に捉える流域と は異なるが、河川を一体的に見るという点では、流域に 近い概念である。そして、日本では、流域規模が比較的 小さいために、流域を意識することが容易であることか ら、「流域管理」という用語は使わなくても、「流域を単 位とした~流域の上流・下流を一体とした~水管理」と いう捉え方は、古くから利水・治水施策に取り入れられ てきた。例えば、江戸時代の新田開発が盛んになる時代 に、岡山藩の熊沢蕃山が提唱した「治山治水~上流の山 林を保全することが、下流の水害軽減と水利用の安定に つながる」の概念は、今流に言えば、流域管理と言える。

水系は流域に近いとはいえ、河川法はやはり河道を中 心とした河川区域を管理する法律である。明治期に河川 法とほぼ同時に制定された砂防法と森林法、これらは治 水三法と呼ばれるが、これら三法をもって治水に関する 流域管理の法的仕組みと見ることができる。

<水資源行政の流れ>

1950年に国土総合開発法が制定された。その中で、特 定地域総合開発計画が規定され、22の地域が指定され た。そのうちの19地域が、戦前の河水統制が改名された 河川総合開発、すなわち、多目的ダムを含む河川総合開 発であった。「害水を変じて資源となす」多目的ダムは

当時、戦後の復興と国土の再建の切り札として期待され ていた。

多目的ダムは共同事業方式で建設されていたが、関係 者の間で費用負担、工事の分担、財産管理、施設管理な どについての明確なルールはできておらず、省庁でいえ ば、建設省、農林省、通産省、厚生省の間の利害の競合 と対立を生んでいた。これを調整して多目的ダム建設・ 管理のルールを定めたのが、57(昭和32)年制定の特定 多目的ダム法である。この法律では、ダム参画者にダム 使用権を創設し、それに基づき費用負担を決めること、 建設計画については、関係行政機関との協議とともに当 該水系の関係都道府県議会の承認を得ることなどを定 め、多目的ダムの建設・管理は建設省が一元的に行うこ ととされた。

この特ダム法を基盤として、都市用水の急増に対処す るための水資源開発促進法が61(昭和36)年に制定され る。この法律においても、水資源開発基本計画(通称、 フルプラン)の策定については、厚生大臣、農林大臣、 通産大臣等と協議し、当該水系の関係都道府県知事の意 見を聞くこととされている。

これら一連の水資源開発・管理に関する法律の中に水 系という表現はあるが、流域という用語は現れてこな い。これは恐らく河川法との整合性を取ってのことと推 察される。しかし、水資源開発への要求は流域の一部を なす地域という面から起こり、その効果は直接地域に及 ぶという点で、また、流域内の多くの関係者の利害の調 整と連携のもとに行われるという点で、水系という表現 を流域に変えてもおかしくない、むしろ、その方が適切 だと考えられる。そのように見ると、日本の水資源行政 は、流域管理と呼ぶにふさわしい体系を持っていると言 える。

水法学者は、日本は世界的に見ても流域管理の先進国 だと評価している³⁾。

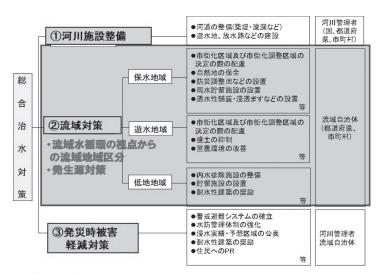
<総合治水から特定都市河川浸水対策法へ>

総合治水の原点は、東京都と神奈川県に跨り、急激な 都市化によって水害が激甚化した鶴見川流域で1970年代 中ごろに検討・実施された「流域水防災」にあると言え る4)、5)。鶴見川流域水防災では、河川管理者だけでは この問題に対処できない、流域一体となった対応が必要 だとの認識に立って、都市開発の規制、洪水流出抑制、 非常時の避難体制の構築など流域にまで対策を拡張し、 市や区の首長、下水道や都市・住宅など関係行政機関は もちろん、住民組織である町内会とも連携した取り組み を展開した。これは正に、河川法の枠を越えて流域管理 に踏み込んだ画期的な取り組みであった。

全国的な都市水害の激化に対応するため、鶴見川流域 での取り組みも反映されて、77(昭和52)年に総合治水 に関する河川審議会の中間答申が出される。この答申を

受けて河川局は、都市・住宅政策との調整に入るが、当 時首都圏へ毎年30~40万人移入する新規住民に対して住 宅を供給することを最重要課題とする都市・住宅政策と の間で開発に対する規制に関する調整などが難航して法 制化に至らず、答申から約3年後の80年5月の建設事務 次官通達「総合治水の推進について」によって全国展開 されることになった。

〈図―2〉に総合治水の枠組みを示す。法制化はされ なかったとは言え、流域対策、つまり、流域管理へと踏 み出した点で河川行政の大転換であったと言える。ただ し、枠組みにある土地利用の規制・誘導、これについて は都市・住宅部局からの協力がなく、ほとんど成果は得 られなかった。こうした限界はあったものの、指定され た17河川流域以外の地方自治体管理の都市河川流域にも 広く総合治水は波及していった。



〈図-2〉総合治水の枠組み(建設省河川局資料に一部加筆)

また、当時、水循環という用語は未だ政策用語として 使われていなかったが、流域を保水地域、遊水地域、低 地地域と水循環の特性に則した地域区分を行ってそれぞ れに適合した対策を提示している。この点で総合治水 は、水循環基本法/水循環基本計画で推奨する流域マネ ジメントの先駆けと見ることができる。

総合治水における「流域整備計画」は河川管理者の要 請による任意計画であり、例えば、民間ディベロッパー に設置させる防災調整池(河川改修が終わるまでの暫定 措置との位置づけ)が埋め立てられる事態に適切な対応 が難しいなどの不備をもっていた。防災調整池の恒久化 など流域整備対策を強化するために、河川管理者、下水 道管理者ならびに地方自治体の役割分担と責任を明確化 した特定都市河川浸水被害対策法が2003(平成15)年に 制定された。要するに、この法律によって流域整備計画 は法定計画「流域水害対策計画」に昇格したが、総合治 水の理念的枠組みにある流域対策、すなわち、土地利用 の規制・誘導、緑地の保全、農地、特に水田の遊水機能

の保全等は、この法律の外に残されていた6)。

都市化による洪水流量の増大という外力、気候変動に よる豪雨の狂暴化という外力、外力に違いはあれ、河川 管理だけでは対応できない、流域管理で対応しなければ ならないという点では、今次提唱されている「流域治 水」は、40余年前の「総合治水」と発想は同じと理解で きる。

4. 水循環基本法/水循環基本計画に おける流域マネジメント

<「流域の健全な水循環系の構築」概念の提唱と展開経緯>

1990年代は、21世紀への飛躍に向けて様々な分野で熱 い議論が交わされた時代であった。そうした中、水管理 の総合化に向けて、94年の国土庁水資源部・水資源基本 問題研究会報告-水資源政策長期展望-7)の中で、「流 域における健全な水循環系の確保」という概念が提唱さ れた。そこで「健全な水循環系」とは「河川流域を中心 とした水循環の場において、利水と治水に対する国民の 要望が充足され、自然環境・生態系保全に果たす水の機 能が損なわれないなど、水循環における種々のバランス と持続性が保たれた状態」と定義された。これは、流域 における水循環と人間とのかかわりに視座を置いた水マ ネジメントの総合化、言い換えれば、「流域水循環系マ ネジメント(省略して、流域マネジメント)」の提唱と 言える。この「水循環系の健全化」というフレーズは瞬 く間に水関連省庁に共通の政策用語となり、それぞれの 省庁がその概念のもとに施策を打ち出した。

建設省では、95年の河川審議会答申「今後の河川環境 のあり方について」で、3つの基本方針<①生物の多様 な生息・生育環境の確保、②健全な水循環系の確保、③ 河川と地域の関係の再構築>を掲げ、②の施策として、 主要な水循環系である河川での取り組み(水質浄化対 策、取排水体系の再編、既存ダムの嵩上げなど)を挙げ るほか、流域の諸施設との連携を図った流域対策の展開 を指摘している。翌96年の河川審議会答申「21世紀の社 会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」で は、「水循環は、流域で展開される様々な人間活動によ って直接、間接に影響を受ける。(中略)また、河川は 水循環の経路の一部であり、そこを流れる地下水とも、 水路を流れる水とも連続して繋がっている。このため、 河川で生ずる様々な問題を河川という限られた空間だけ で解決することは困難であり、流域全体の中で、また水 循環系全体の中でとらえるべきである。(下線は筆者)」 と実に的確に水循環に着目した総合的な流域管理の必要 性を指摘している。この答申では、前年の答申の基本方 針①と③をさらに進めて、翌97年の河川法の改正に繋が った。しかし、③については、その重要性は指摘したも のの、河川法の範疇には収まらないために、法的には今 後の課題として残された。

建設省以外でも、特に環境省は地下水や湧水を対象と した"環境保全上健全な水循環の確保"をいち早く94年の 環境基本計画に書き込んでいる。また、建設省都市局下 水道部は下水道整備による水環境改善、厚生省は安全な 水供給などにおいて、水循環の健全化を標榜する施策や 事業を個別的に打ち出した。そこで、それぞれの施策や 事業が総合的な効果を発揮するためにはそれらを個別的 に実施するのではなく、関係省庁部局が連携した取り組 みが必要であると言う認識のもとに、98(平成10)年8 月に国土庁水資源部が調整役となって「健全な水循環系 に関する関係省庁連絡会議 (6省庁9部局)」が設置さ れ、約1年後の99年10月に中間とりまとめが出された。 そこで"健全な水循環系"に対して次のような省庁共通の 定義、"流域を中心とした一連の水の流れの過程におい て、人間の営みと環境保全に果たす水の機能が、適切な バランスの下に、ともに確保されている状況"が与えら れた。"利水と治水"が"人間の営み"に代わって、河川・ 水資源分野にとっては抽象的で分かり難い表現になった が、利水と治水は河川分野で使う専門用語で他省庁では これらの用語は使わないこと、省庁間には厚い壁がある ことを改めて認識させられた。この共通の定義が、水循 環基本法でも踏襲されており、「人間の営み」なる表現 の中に重要な要素として「利水と治水」が入っているこ とを指摘しておきたい。

99年には「新たな水循環・国土管理に向けた総合行政 のあり方について」なる河川審議会答申が出され、さら に踏み込んだ議論が展開される。「水循環の概念を入れ た国土マネジメント」、「流域を基本とした国土マネジメ ント」、「参加と連携の強化による国土マネジメント」な どの項目を掲げ、「水に関する総合的な体系の確立」を 基本理念として、「人間社会と水循環系の調和」、「流域 単位の水体系の構築」などを挙げて、「流域における総 合的・計画的取り組み」、「流域水委員会の設置」などを 提言している8)。

鶴見川流域の水マスタープランによる流域マネジメン トは、この答申を契機として99 (平成11) 年に流域水委 員会準備会を設置してスタートした⁹⁾。また、これと前 後して同じく"健全な水循環系の構築"を標榜する流域マ ネジメントが、筆者が関わったものだけでも、海老川流 域(千葉県)、新河岸川流域(荒川支流、東京都と埼玉 県)、印旛沼流域(利根川支流、千葉県)等において始 められ、これらは現在でも続けられている。

流域水循環系健全化を推進する関係省庁連携の動き は、2001 (平成13) 年の1府22省庁から1府12省庁への 中央省庁再編によって建設省と国土庁が統合され国土交 通省になって以降、消滅した。

<流域マネジメントを支える科学技術的基盤>

流域マネジメントについてここまで施策の流れを中心 に見てきたが、これを支える科学技術の発展の視点も極 めて重要である。20世紀の後半から、コンピューターの 発展とモニタリング技術の開発によってあらゆる科学技 術が飛躍的に進歩してきた。それによって、流域スケー ルでのマネジメントに必要な情報や技術的ツールが手に 入り、流域マネジメントとしての展開を可能にしている。

例えば、真鍋博士が先駆的に開発した地球シミュレー タは、今や100m単位あるいはそれ以下の地上解像度の 降雨予測に繋がっている。地球シミュレータの発展と同 時並行的に、流域内の地形/地質、土地被覆/土地利用 などの流域特性を組み込んだ分布型水循環モデル、分布 型水循環モデルと水質との統合モデル、水・物質循環と 生態系の動態とを組み合わせた水域生態系モデルなど、 流域特性とその変化が水循環系に与える影響について判 断できるツールの開発が進んでいる。洪水あるいは津 波・高潮の氾濫を評価するモデルも開発され、ハザード マップや地区ごとの洪水リスクの評価の精度が向上して いる。

また、地上レーダや人工衛星による観測を含めた水文 観測、そして情報収集・伝達技術も格段に進歩している。

上に挙げたのはごく一部の例に過ぎない。この他、関 連する広範な分野におけるデータ収集とデータの情報化 技術、そのこれまでの発展と今後の更なる進歩が流域マ ネジメントを支える科学技術的基盤として整いつつある。

<世界に誇れる水循環基本法>

紙幅の関係で詳しい経緯は割愛するが、水循環基本法 は、水行政の縦割り是正の目的で有識者、市民、超党派 国会議員等によって2008 (平成20) 年に結成された「水 制度改革国民会議」、そして10 (平成22) 年結成の「超 党派水制度改革議員連盟」の取り組みにより議員立法と して14(平成26)年に制定された。つまり、その約20年 前の中央省庁の動きとは全く別のルートで制定された が、「健全な水循環」の定義(第2条2)はじめ、基本 理念(第3条)にも当時の考え方が色濃く反映されてい る。

基本理念の3条4項では、「流域の総合的管理」とし て「水は、水循環の過程において生じた事象がその後の 過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流 域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的 に管理されなければならないこと」と理念を示し、基本 法を具現化する「水循環基本計画」において、流域とい う広がりの中で水循環系と人間との係わりに視座を置 き、その地域で水に関わる様々な主体が連携・協働して 取り組む流域マネジメントの枠組みが示されている。こ の枠組みも、約20年前に始まった流域水循環系マネジメ ントと同じである。

15年に国連総会で議決されたSDGs<持続可能な開発 目標>は、5つの理念<普遍性、包摂性、参画性、統合 性、透明性>のもとに17の目標を定めている。SDGsが 議決される1年前に制定された水循環基本法は、その5 つの理念すべてを備えている。

また、欧米諸外国でも総合的水管理や流域管理の法制 度はあるが、水問題に関する権利や競合する利害の調整 を体系化することを主眼としており、水循環基本法のよ うに人間と水循環との係わりに視座を置いて問題の解決 策を求めるという体系の水法はないと言われる10)。

これらの意味で、水循環基本法の枠組みは、総合的水 管理法として世界に誇れる水法だと言える。しかし、そ れを実体化するには、克服すべき課題が多い。

<流域マネジメントへの期待と課題>

流域マネジメントが、法定計画「水循環基本計画」に 位置付けられたのは、画期的と言える。これまで任意計 画として実施されてきた鶴見川流域や印旛沼流域などの 流域マネジメントもこれによって元気づけられた。しか し、悩みが解消されたわけではない。

水循環基本計画において流域マネジメントは、「流域 の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在し て、流域全体を管理するというものではなく、森林、河 川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと 水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、 または改善するため、(中略) 行政などの公的機関、事 業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動することと 考え、これを「流域マネジメント」と呼ぶこととする。」 と定義され、「流域マネジメントは、流域ごとに流域水 循環協議会を設置し、当該流域の流域マネジメントの基 本方針等を定める「流域水循環計画」を策定し、流域水 循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となっ て、各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管 理、施設整備、活動等を、地域の実情に応じて実施する よう努めるものとする。」として、計画立案と実施の枠 組みについて述べている。

これまでの流域マネジメントもこうした枠組みで行わ れてきた。最大の悩みは、協議会によって計画は描ける が、その実施体制が極めて弱いということである。言い 換えると、計画を具現化するための駆動力、すなわち、 エンジンになる部分と燃料になる部分が担保されていな いという点である。これまでの水循環基本計画にはこの 点が記載されていない。この課題は具体的には次の2点 に集約されるであろう。

①財政的な裏付けに乏しいこと:流域マネジメントは当 然、ハード対策(事業=プロジェクト)とソフト対策 を含む。暗に、各プロジェクトはそれぞれの構成主体 の責任で行うこととしていると考えられるが、それで は流域マネジメントとして連携して実施するインセン

ティブには乏しい。連携プロジェクトを優先する何ら かの財政的仕組みが必要である。

②関連行政機関の間の連携が難しいこと:いわゆる縦割 り行政の壁の問題であるが、これには二通りある。一 つは、行政区分<国・都道府県・市町村>の縦割りで あり、流域は多くの場合、複数の自治体を含んでお り、行政区分と必ずしも一致しない。もう一つは、異 なる行政部門間の縦割りである。これら二重の縦割り に横串を刺し実行力のある実施体制を築くことが肝要 である。

上記二つの課題は、短期的には解消できない難間であ るが、基本計画において解消へ向けて模索・検討される ことを期待する。

<「流域治水」のインパクト>

昨年から提唱され一部実施に移されている「流域治 水」は、河川行政の大転換と言える。筆者は「3. 河川 管理から流域管理へに流れ」の観点から、この大転換に 一種の感動を覚え、エールを送る気分でその経緯を見守 っている。また、上述の二つの難問の解決にもヒントを 与えるものと考えている。

「流域治水」の考え方や現在の取り組み状況について は、河川No.890 (2020.9)「特集:気候変動を踏まえた 今後の水災害対策について」と河川No.900 (2021.7) 「特集:流域治水関連法」に詳しいので、是非見てほし

国土交通省は、"総力戦で挑む防災・減災プロジェク ト"を提唱し、その中の主要施策として"あらゆる関係者 により流域全体で行う「流域治水」への転換"が挙げら れた。そして、流域治水は、河川管理者だけでは気候変 動によって激甚化する水災害の軽減への対応はできない と明言した上で、国土交通省内はもちろん関連他省庁や 地方自治体等を含めて連携体制を創りつつある。

例えば、省内において河川行政と都市・住宅行政が協 働して「水害対策とまちづくりの連携のあり方検討会」 を設置し、水災害リスクを考慮したまちづくりのガイド ライン作りを進めている。

また、国土交通省と東京都は、両者の河川行政、都 市・住宅行政、防災行政のメンバーによって構成される 「災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議」を 設置して、高規格堤防 (スーパー堤防) を都市計画マス タープランに位置付ける"高台まちづくり"を提言し、区 とともにその実現に向けて動き出している。

さらに、関連機関相互の緊密な連携のもとに総合的な 検討を行うために、財務省を含む関連16省庁の課長級か らなる「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」 が設置されている。

総合治水時代には考えられなかった異なる行政機関 の連携、これまでの競合・対立型の縦割り行政から補 間注2)・連携型の横断行政に向けて見事に舵を切りつつ ある。

流域治水の中で、全国の一級水系で進められている 「流域治水プロジェクト」は、都市河川を対象とした総 合治水の概念の一般河川への拡大版と見ることができる が、その3つの対策〈図-2、参照〉の対象と関連機関 を大幅に広げ、表現を変えて、①氾濫をできるだけ防 ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための 対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、と 表している。そして、流域治水協議会に広く関係者を結 集して流域治水プロジェクトを進めてゆくこととしてい

筆者は、3節で総合治水を流域管理と規定した観点か ら見て、「流域治水」は流域マネジメントの範疇に入る ものと考えている。そして、この流域治水プロジェクト は、水循環基本法/水循環基本計画でいう「流域水循環 計画」に当たるものと理解している。

水循環基本計画における流域マネジメントも、流域の 総合的かつ一体的管理を掲げ、あらゆる関係者で構成さ れる流域水循環協議会によって流域水循環計画を立てる こととしている。そして、豪雨、洪水も水循環の一環で あり、流域マネジメントは水災害への対応もターゲット にしている。現に治水を含む計画も内閣府の流域水循環 計画に認定されている。こうした流域では、「流域治水」 を流域水循環計画の枠組みで実施するのが効果的かつ効 率的であろう。エンジン機能に乏しい流域マネジメント が「流域治水」の勢いを借りて、活性化することが期待 される。

いっぽう、流域治水プロジェクトでは治水を強調して いるが、まちづくり/地域づくりなども対象になってい るので、環境への配慮を欠くわけにはいかない。また、 ダムの放流はじめ利水との調整は必要となろう。したが って、利水や環境とのバランスを図らなければならな い。つまり、流域治水プロジェクトにおいても「健全な 水循環系」の視点は欠かせない。つまり、流域治水プロ ジェクトも、水循環基本法/水循環基本計画と同じ理念 のもとに策定・運用する必要があろう。

このように見てくると、流域水循環計画と流域治水プ ロジェクト、どちらでも流域治水対策を扱えることにな る。「流域治水」をどちらの枠組みで実体化するか、こ れまで水循環基本計画の枠組みに沿って流域マネジメン トに関わった者として困惑している。二者択一の競合関 係にするのではなく、流域の実情に応じてどちらの枠組 みででもできるようにするのが好ましいのではないか、 と思われる。

いずれにせよ、内閣府水循環政策本部と国土交通省の 間で、両者の関係が整理・調整されることを期待する。

5. むすび

建設コンサルタントの中堅・若手が中心となった検討 会²⁾ において、流域マネジメントは次のように定義さ れている:「人間の生活の福祉の向上、並びに自然環境 の維持・保全を目的として、流域や流域圏の自然的及び 人工的な水・物質循環システムの健全化または維持を図 るため、利害関係者間の調整・連携を行いながら、水循 環システムにハード並びにソフト対策を講じること。」

筆者は、水循環基本法/水循環基本計画の規定に限ら ず、「流域治水」を含めて、あらゆる関係者が連携・協 働して取り組む流域マネジメント、これは、河川・水行 政、広くは国土保全行政の主流になると考えている。

「流域治水」への取り組みは、これまでの流域マネジ メントを飛躍的に進展させるインパクトを与えている。 これを一過性に終わらせてはならない。

流域マネジメントは、社会の熟度に応じた産学官民の 意識改革や行政文化の変革を伴いながら改善・進歩させ て行くもの、そして、時代によって変化する課題の解消 に挑戦しながら10年、20年、50年、100年と進化・発展 させるもの。目標を高く掲げ、できることから着実に前 進させましょう。

- 注1)流域管理と流域マネジメント:日本語の「管理」 は、英語のadministration (法に基づく行政 管理)、control (制御、統制など、支配的管 理)、management (経営、運用など、包括的 管理)と幅広い意味で使われる。ここでは区別 するために、行政主体の管理を「流域管理」、行 政はリードのもとに多くの関係者が主体的に連 携・協働する形の流域管理を「流域マネジメン ト」と呼ぶことにする。
- 注2) 縦割り行政の"はざま"を埋めるという意味で敢え て「補間」という言葉を使用する。

【参考文献】

- 1) 虫明功臣:水の環を人の輪に、河川No.737、(社) 日本河川協会、2007.12
- 2) これからの流域水マネジメント検討会:水がつむぐ 人と地域の環~流域水マネジメントのススメ~、(一 社)流域水管理研究所、2020.8
- 3) 三本木健治:水立法と流域管理、水分野援助研究会 報告書の1-5-2節、国際協力事業団・国際協力研 究所、2002.11
- 4) 近藤 徹、磯部 力、櫻井敬子、神橋和彦:進化す る河川行政-論点講座<エンジョイ!行政法>、法学 教室、有斐閣、2007.2
- 5) 河川行政に関するオーラルヒストリー実行委員会: 逆境からの模索~近藤 徹~、(公社) 日本河川協会、
- 6) 虫明功臣:流域ぐるみでの都市型水害軽減対策 の新たな展開、河川No.687、(社) 日本河川協会、 2003.10
- 7) 水資源基本本題研究会:水資源基本問題研究会報告 書~水資源政策長期展望~、国土庁水資源部、1994.7
- 8) 虫明功臣:水循環基本法成立の前史、ダム工学Vol.24 No.2、ダム工学会、2015.6
- 9) 虫明功臣:鶴見川における流域水マネジメントへの 挑戦〜総合治水対策から流域水マスタープランへ〜、 河川No.887、(公社) 日本河川協会、2020.6
- 10) 三本木健治、虫明功臣:水循環の政策と法制度の長 い道程~水循環基本法の成立とその後~、対談シリー ズ:川とダムに関わる法令の回顧と展望、第8回、月 刊ダム日本No.899、(一財)日本ダム協会、2019.9